

情報公開手数料について

1 開示請求手数料

開示請求に係る文書1件につき300円

2 開示実施手数料

| 文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
|--|--|---|
| 1 文書又は図画 (2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。) | イ 閲覧 | 100枚までごとにつき100円 |
| | ロ 撮影した写真フィルムを 印画紙に印画したものの 閲覧 | 1枚につき100円に12枚まで ごとに760円を加えた額 |
| | ハ 複写機により用紙に複写 したものの交付(ニに掲げ る方法に該当するものを除 く。) | 用紙1枚につき10円(A2判につ いては40円、A1判については8 0円) |
| | ニ 複写機により用紙にカラ ーで複写したものの交付 | 用紙1枚につき20円(A2判につ いては140円、A1判については 180円) |
| | ホ 撮影した写真フィルムを 印画紙に印画したものの交 付 | 1枚につき120円(縦203ミリ メートル、横254ミリメートルの ものについては、520円)に12 枚までごとに760円を加えた額 |
| | ヘ スキャナにより読み取っ てできた電磁的記録を光デ ィスク(日本産業規格X0 606及びX6281に適 合する直径120ミリメ ートルの光ディスクの再生装 置で再生することが可能な ものに限り。)に複写した ものの交付 | 1枚につき100円に当該文書又は 図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| | ト スキャナにより読み取っ てできた電磁的記録を光デ ィスク(日本産業規格X6 241に適合する直径12 0ミリメートルの光デ ィスクの再生装置で再生す ることが可能なものに限り。)に複写したものの交付 | 1枚につき120円に当該文書又は 図画1枚ごとに10円を加えた額 |

| 文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
|----------------------------------|------------------------------------|--|
| 2 マイクロフィルム | イ 用紙に印刷したものの閲覧 | 用紙1枚につき10円 |
| | ロ 専用機器により映写したものの閲覧 | 1巻につき290円 |
| | ハ 用紙に印刷したものの交付 | 用紙1枚につき80円（A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円） |
| 3 写真フィルム | イ 印画紙に印画したものの閲覧 | 1枚につき10円 |
| | ロ 印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円） |
| 4 スライド（9の項に該当するものを除く。） | イ 専用機器により映写したものの閲覧 | 1巻につき390円 |
| | ロ 印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円） |
| 5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク | イ 専用機器により再生したものの聴取 | 1巻につき290円 |
| | ロ 録音カセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき430円 |
| 6 ビデオテープ又はビデオディスク | イ 専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき290円 |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき580円 |
| 7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。） | イ 用紙に出力したものの閲覧 | 用紙100枚までごとにつき200円 |
| | ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 | 1ファイルにつき410円 |
| | ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。） | 用紙1枚につき10円 |
| | ニ 用紙にカラーで出力したものの交付 | 用紙1枚につき20円 |

| 文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
|-------|---|--|
| | ホ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付 | 1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | ヘ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付 | 1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | ト 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複製したものの交付 | 1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | チ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付 | 1巻につき800円（日本産業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | リ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付 | 1巻につき1,800円（日本産業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | ヌ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付 | 1巻につき590円（日本産業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについては、それぞれ800円、1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額 |

| 文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
|--|------------------------|---|
| 8 映画フィルム | イ 専用機器により映写したものの視聴 | 1巻につき390円 |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた金額 |
| 9 スライド及び録音テープ(別表第1の10の項に規定する場合におけるものに限る。) | イ 専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき680円 |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額) |
| 備考 1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。 | | |

3 開示実施手数料の算定について

選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該基本額から300円を差し引いた額となります。

(例1) 100頁ある文書を閲覧

100枚までごとにつき100円 → 100円……手数料は無料

(例2) 350頁ある文書を閲覧

100枚までごとにつき100円 → 400円……手数料は100円

(例3) 30頁ある文書の写し(モノクロ)の交付

用紙1枚につき10円 → 300円……手数料は無料

(例4) 60頁ある文書の写し(モノクロ)の交付

用紙1枚につき10円 → 600円……手数料は300円

(例5) 180頁ある文書のうち100頁を閲覧、80頁については写し(モノクロ)の交付

閲覧に係る額

100枚までごとにつき100円 → 100円

| | |
|------------|----------------|
| 写しの交付に係る額 | |
| 用紙1枚につき10円 | → 800円 |
| 算出した額の合算額 | 900円……手数料は600円 |

4 開示請求手数料及び開示実施手数料の納付方法

| | |
|-----------------|------|
| 情報公開窓口へ直接納付する場合 | 現金 |
| 郵送により納付する場合 | 現金書留 |

5 文書の写しの送付

文書の写しの送付を希望される方は、開示実施手数料のほか郵送料に相当する郵便切手を納付して下さい。

6 開示実施手数料の減免

生活保護など経済的な理由や何らかの特別な理由により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示実施手数料を減額又は免除されることがあります。

◎申請方法

文書の開示の実施方法等申出書を提出する際に、開示実施手数料の減額（免除）申請書と生活保護法の扶助を受けていることを理由とする場合にはそれを証明する書面、その他の理由による場合にはその事実を証明する書面を添付して下さい。

◎減額又は免除の額

開示請求1件につき2,000円を限度として、減額又は免除されます。